

太田市一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第62号

太田市一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則（平成17年太田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

新たに条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項に規定する場合においても、同様とする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第4条中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。